

傷病手当金支給申請について

2019.5.1作成

給付内容について

乙種組合員が疾病または負傷による療養のため入院をしたときは、1日につき2,000円を支給します。

ただし、福岡県歯科医師国民健康保険組合に加入して181日目に受給資格が発生し、支給は1年度180日を限度とします。

時効について

傷病手当金の申請の時効は入院日から2年です。

本組合の書類受付日が入院日から2年を経過したときは支給することができませんので、お早めにお手続きください。

その他留意事項

申請書には実際に入院した期間を記入していただくため、**退院後もしくは入院した翌月にご申請ください。**

また、申請書は診療月毎・医療機関毎にご提出ください。

<p><例> 3月30日から4月3日まで〇〇急患センターに、 4月4日から10日まで△△総合病院に入院した場合 → 3月30日から31日まで 〇〇急患センター分 4月 1日から 3日まで 〇〇急患センター分 4月 4日から10日まで △△総合病院分</p>	} 申請書は3枚 提出する
--	------------------

☆次のような入院は傷病手当金を支給することができません！

- ・ 保険外診療(例えば美容整形手術 など)による入院
- ・ 出産時の入院(骨盤位による帝王切開など保険診療を受診した場合は除く)
- ・ 自賠償保険等による休業補償が受けられる交通事故等の第三者傷害による入院
- ・ 労災保険による給付が受けられる入院